

令和8年 第2回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日 午後1時30分から

2. 開催場所 置戸町役場 第一会議室

3. 出席委員（11名）

1番	小建	一彦	2番	井上	一味	3番	松崎	久美
4番	安達	伴子	5番	齊藤	貴浩	6番	樋渡	秀晃
8番	篠原	正博	10番	大槻	尚浩	11番	野里	光幸
12番	佐藤	秀昭	13番	廣中	和幸			

4. 欠席委員（2名）7番 松本 和彦 9番 溝井 雅幸

5. 議に付した事件

議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 田中 耕太

会 長 ただいま、事務局より議案第3号について説明がありました。
何か質疑はありませんか。

6 番樋渡委員質問

議案第3号はあっせんを行い農地法3条での許可申請とのこと
だが、農地利用集積等促進計画での所有権移転と金額だけで考えた
場合に費用の分岐点はどのくらいの金額から変わるのか。

事務局長 現在促進計画で所有権移転を行うと、売主に2%プラス消費税、
買主に1%プラス消費税の負担が発生する、また促進計画では登録
免許税や不動産取得税の軽減がある、3条の許可申請書を司法書士
等に依頼する場合の経費は不明ですが、自分で作成するなら大体の
場合は3条許可申請の方が金額だけでは安価になると思われま

会 長 ほかに質疑はありませんか
(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成
の委員は、挙手をお願いします。(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。
したがって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

会 長 つぎに、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて」を議題としますので、議案の2ページをお開きください。
事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」
をご説明いたします。

農地法第5条第1項の規定による転用許可申請が下記のとおり提
出がありましたので審議を求め

提出年月日は本日付です。案件は1件です。

申請人は、置戸町字〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんと訓子府町〇
〇〇〇〇番地 〇〇〇さんとの連名での申請です。

